

医療的なケアを必要とする 子どもとそのご家族に対する支援事業

あなたの寄附で、医療的ケアを必要とする子どもに対する支援を行います。

近年の医学の進歩により、出産時に命を落とす子どもは減少している一方で、生きていくために、日常的に人工呼吸器やたんの吸引などの医療的なケアが欠かせない子ども（医療的ケア児）が増えています。

医療的ケア児の急増に対して、その支援体制の整備は全国的に遅れています。医療的ケア児の生活実態を把握するため、山形県が行ったアンケートでは、ご家族から以下のような切実な声が寄せられ、今の社会制度だけでは医療的ケア児とその家族を支えきれない現状があることが分かりました。

- ・ 夜中も子どものケアが必要なため、まとまった睡眠を取ることができない
- ・ この1年間、子どものケアから離れることができた日が1日もない
- ・ 子どもの世話のため、就職することができない
- ・ 子どもを預かってくれる施設がない

このような状況を受け、山形県では、医療的ケア児とその家族を支援する事業に取り組んでおります。皆様からの寄附金につきましては、支援事業にご活用させていただきたいと存じますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

（主なもの）

①「山形県医療的ケア児等支援センター」の運営

令和4年7月に山形大学医学部附属病院内に開設しました。退院後の生活や就園・就学など、医療的ケア児とご家族、関係者の様々な困りごとにワンストップで対応する相談窓口です。

② 医療的ケアを行う人材の育成

医療的ケア児に対して直接ケアを行うためには、専門的な知識・実技を習得した支援人材が必要となります。そのため、直接ケアを行う方（医師、看護師、福祉機関職員、教員等）を対象とした研修を行っています。



③ 医療的ケア児等コーディネーターの養成

医療的ケア児を持つご家族の中には、障がい福祉サービスや医療サービスなどの支援制度等の情報収集に苦労している方がいらっしゃいます。県では、ご家族の相談を受け付け、最適なサービスを調整するコーディネーターの養成研修を行っています。

④ 各分野が連携した協議の場

医療的ケア児の支援は、福祉分野のほかに、教育、医療、保健等、各分野における関係機関との連携が不可欠です。これらの各分野の関係機関との緊密な連携体制を構築し、医療的ケア児に対する支援について協議を行っています。

⑤ 通院支援

医療的ケア児は、定期的に通院する必要がありますが、通院中の車内や病院内における待ち時間でも、たんの吸引などの医療的ケアが必要であり、通院はご家族にとって大きな負担となっています。こうしたご家族の負担軽減のため、タクシー会社からの運転手派遣や、訪問看護師の付き添いによる通院支援事業を行っています。

⑥ 短期受入施設の掘り起こし等

医療的ケア児の養育にあたる家族の休息の機会を確保するため、個別に福祉施設や医療機関を訪問し、医療的ケア児の短期受入に関心を持つ施設の掘り起こしを行います。新たに短期受入を行う施設が、医療的ケア児を円滑に受け入れることができるよう、事前の準備や事務手続きなどに関する伴走型支援も実施します。

⑦ 災害時における非常用電源の確保

医療的ケア児等支援センターにおいて、災害時における非常用電源を確保するための必要な備品の購入等を行い、災害時に非常用電源を確保できるよう体制整備を行います。